

ニコニコひろがる!!「ひまわりの花運動」実施要項

(1) 事業目的

就学前の子どもを対象に、人権の花＝ひまわりの花栽培活動を通して、子どもの豊かな人権感覚を育んでいくことを目的とする。

(2) 趣旨

ひまわりの花(＝人権のシンボル)の栽培活動(種まき⇒水やり⇒種とり)の体験等を通して、幼少期の発達段階の中で、生命(いのち)を大切にする豊かな人権感覚「友たちと協力する楽しさ、育てる喜び、生命(いのち)の不思議さ・愛おしさ・大切さ」を育んでいく機会とする。

(3) 事業年度

一施設一年の単年度事業とし、2019年(令和元年)～2022年(令和4年)の4ヵ年継続して実施する。

(4) 対象

朝倉地域内の幼稚園、保育園(所)を対象に希望をとり、希望があった施設について順次、予算の範囲内で配付施設数を決定する。

(5) 事業内容

配付が決定した幼稚園、保育園(所)に次の①～⑤を配付し、各施設の行事等に併せて種まき、栽培などを進めていただく。

- ①プランター ②ポスター(A2) ③ひまわりの種 ④栽培用土
- ⑤災害土(災害の土を花壇用に仕立てたものを小袋に入れ配付するので、栽培用土に加えて栽培する。)

(6) 事業報告

各団体が、作業をしている場面または、咲いた花との集合写真を提出していただき、朝倉市・東峰村・筑前町の施設にて掲示し取組みの報告とする。

(7) プランター配付予定数

- | | | | |
|------|-------------|------|------|
| ①園児数 | 50名未満 | (配付数 | 5個) |
| ②園児数 | 50名以上100名未満 | (配付数 | 7個) |
| ③園児数 | 100名以上 | (配付数 | 10個) |

(8) 事業実施スケジュール

【事業開始時】

平成31年3月中旬	事業実施希望調査文書送付
平成31年3月末まで	事業参加希望施設の意思表示FAX提出期限
平成31年4月10～19日まで	未回答施設の意向最終確認
平成31年4月22～26日まで	①各年度事業実施施設（案）作成 ②配付物の最終納品額確認 ③事業実施計画の最終打ち合わせ

【事業実施ごと】

4月中	配付物を発注
5月中旬	事業実施施設に配付
5～6月頃	ひまわりの種まき（プランターにまく）
7～9月頃	ひまわりのお世話(毎日の水やり、草とり、支柱立てなど)
10月頃	ひまわりの種とり

(9) 年毎事業実施団体

別表に記載

(10) 特別事業

大刀洗平和記念館において、幼稚園児、保育園（所）児を招き、同事業を実施する。